

経済財政運営と改革の基本方針 2022 について（会長談話）

本日、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」が閣議決定されました。

このたびの方針では、岸田首相が提唱する「新しい資本主義」に向けた改革として、「人への投資と分配」「グリーントランスフォーメーション（GX）への投資」「デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資」などが打ち出されました。

特に、デジタル推進人材を 2026 年度末までに 230 万人育成する取組が示されたことを評価します。今後、国と自治体間や自治体相互における人材をシェアするための流動性の高い基盤を整備するとともに、人材育成のノウハウやコンテンツを共有する仕組みを充実させていただくことを期待します。

また、指定都市市長会が計画策定等の義務付け・枠付けの原則廃止等の提言を行ったところ、計画等の策定の義務付け・枠付けは必要最小限のものとし、できる限り新設しない旨を盛り込んでいただいたことを高く評価いたします。地方の自主性及び自立性を尊重していただき、既存の義務付け・枠付けについても見直しを検討していただくことを期待します。

指定都市は圏域の経済活動の中心であり、感染症対応の最前線となる保健所や地方衛生研究所、高度医療機関を有するにもかかわらず、感染症対策に関する指定都市市長の権限は依然として極めて限定的となっています。国・地方間、大都市圏を含む地方自治体間の役割分担や連携の在り方の検討を進めていただくにあたっては、指定都市が地域の実情に応じ、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できるよう、感染症対策に関する都道府県の権限を希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲することを要望します。

地方創生をより一層推し進めていくためには、地方税財源の拡充強化と地方分権改革を同時に進めていくことが重要です。今後も、地方自治体の一般財源総額の必要な水準の確保や、事務・権限と税財源の移譲をお願いいたします。

指定都市市長会は、国や地方六団体と緊密に連携して、ポストコロナに向けた圏域全体の活性化を実現し、活力あふれる未来を拓くため、しっかりと役割を果たしていきます。

令和 4 年 6 月 7 日
指定都市市長会会長

久元 喜造